

# 関東社会学会編集委員会規程

1988.11.26 委員会決定  
1991.6.16 改訂  
1993.6.13 改訂  
2005.6.19 改訂  
2012.3.30 改訂  
2015.6.6 改訂  
2017.6.3 改訂

- 第1条 関東社会学会は、規約第10条第1項（2）に基づき機関誌『年報社会学論集』を発行するために、編集委員会をおく。
- 第2条 機関誌は、原則として年1回発行する。
- 第3条 編集委員会は、編集委員長、副編集委員長各1名および編集委員若干名により構成する。ただし、総員は10名を限度とする。
- 2) 編集委員長および副編集委員長は、理事会において理事の中から互選により選出する。
  - 3) 編集委員は、理事会における協議にもとづき、会員（理事を含む）のなかから選出し、会長がこれを委嘱する。
  - 4) 編集委員会には、幹事を置くことができる。編集委員会幹事は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 第4条 編集委員会構成員の任期は、原則として理事の任期と同じく2年とし、重任は規約第14条にもとづき、二期までを限度とする。
- 第5条 編集委員長は、編集委員会を主宰し、機関誌編集の業務全体を統括する。
- 2) 副編集委員長は、編集委員会を補佐し、委員長不在の時、これに代わる。
  - 3) 編集委員は、機関誌編集上必要な業務を担当する。
  - 4) 編集委員会幹事は機関誌編集上必要な補助的業務を担当する。
- 第6条 編集委員会は、(1) 機関誌の編集方針、(2) 会員からの投稿論文の審査、(3) その他機関誌編集上必要な業務につき協議し、機関誌発行の円滑な運営を行なう。
- 2) 投稿論文の審査は、専門審査委員の審査等の結果をふまえて編集委員会が行なう。編集委員会は、専門審査委員の審査結果報告にもとづき、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
  - 3) 専門審査委員の委嘱は、編集委員会の推薦に基づき、会長が行なう。
  - 4) 専門審査委員は、編集委員会の依頼により投稿論文を審査し、その結果を指定の期間内に編集委員会に報告しなければならない。
  - 5) 専門審査委員は、審査報告の終了とともに、その任を解く。
- 第7条 編集委員長は、少なくとも年1回以上必要に応じて編集委員会を召集しなければならない。
- 第8条 本規程にもとづく論文の「投稿規定」ならびに「執筆要項」、その他必要な施行細則は編集委員会において別途定める。
- 2) この規程の改訂は、理事会の議を経て行なわなければならない。
- 付則 この規定は、1988年11月26日より施行する。